

●香川県監査委員公表第25号

地方自治法（昭和22年法律第67号）第199条第4項の規定に基づき監査を実施したので、同条第9項の規定により、その結果を次のとおり公表する。

令和2年8月28日

香川県監査委員 三 谷 和 夫
同 大 西 均
同 高 田 良 徳
同 新 田 耕 造

1 監査対象部局 政策部

2 監査対象年度 令和元年度

3 監査の概要

監査対象機関	監査年月日
県立ミュージアム	令和2年4月15日
漆芸研究所	令和2年4月28日
統計調査課	令和2年6月9日
文化芸術局	"
情報政策課	令和2年6月10日
地域活力推進課	令和2年6月12日
男女参画・県民活動課	"
政策課	令和2年6月18日
水資源対策課	"
自治振興課	"
(選挙管理委員会事務局)	
小豆総合事務所	令和2年7月15日
予算課	令和2年7月21日
東山魁夷せとうち美術館	令和2年7月28日
東京事務所	"

4 監査の結果

財務に関する事務については次のとおりであり、他の軽微な事項については、その都度、関係機関に口頭により指導を行った。

予算執行及び財産管理に当たっては、今後とも、厳正かつ効率的な執行に留意するよう要望した。

(1) 指摘事項

該当事項なし

(2) 指導注意事項

ア 支出について

(ア) 超過勤務手当について、支給が漏れているものがあった。（文化芸術局）

(イ) 県内旅費の精算にあたり、領収書の金額を二重に請求したため、支給額が過大になつて いるものがあった。（小豆総合事務所）

イ 物品について

パソコンについて、不用品として廃棄決定の手続をしたにもかかわらず、長期にわたり廃棄

処分をしていないものがあった。また、このことについて、自主検査で見過ごされていた。（
情報政策課）

(3) 検討指示事項

該当事項なし